

障害者職業生活相談員の選任をお願いします

国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では「障害者職業生活相談員」を選任することが義務づけられています

国および地方公共団体の任命権者は、5人以上の障害者が勤務する事業所において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める選任されるための要件※¹を満たす職員から、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられています。

選任された障害者職業生活相談員は、その事業所に勤務する障害者の職業生活全般の相談や指導を行います。

「障害者職業生活相談員」の選任要件※¹

障害者職業生活相談員に選任されるためには以下のいずれかに該当する必要があります。

1. 障害者職業生活相談員資格認定講習（裏面に詳細あり）の修了者
2. 職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者またはこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※²
3. 大学もしくは高等専門学校を卒業した者または職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程もしくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者もしくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※³で、その後1年以上、障害者である職員または労働者の職業生活に関する相談および指導についての実務に従事した経験を有する者
4. 高等学校または中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員または労働者の職業生活に関する相談および指導についての実務に従事した経験を有する者
5. 2～4に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員または労働者の職業生活に関する相談および指導についての実務に従事した経験を有する者
6. 2～5に掲げる者に準ずる者※⁴

※² 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※³ 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※⁴ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

障害者職業生活相談員のしくみ



※⁵ 機関により届出先が異なります

「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」について

障害者職業生活相談員になるためには、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了するか、障害者の職業生活に関する相談の実務経験があるなどの要件（詳細は表面参照）を満たすことが必要です。

※国および地方公共団体に勤務する職員は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する民間企業向けの「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講することができません。

受講対象者	<ul style="list-style-type: none">5人以上の障害者が勤務する国および地方公共団体等の事業所であって相談員を選任する必要がある事業所において、相談員として選任が予定される職員のうち、認定講習を受講する必要がある者障害者の雇用の促進等に関する法律の第43条第6項の政令で定める法人（特殊法人）において、障害者職業生活相談員として選任が予定される者、またはその他厚生労働大臣が必要と認める者
受講費用・方法	<ul style="list-style-type: none">無料、全てオンデマンドで受講可能
受講申込方法	<ul style="list-style-type: none">国の機関あてには厚生労働省障害者雇用対策課から、地方公共団体あてには都道府県労働局から募集案内をメールや郵送等で案内していますので、そちらをご覧ください。

「障害者職業生活相談員資格認定講習」について

資格認定講習は、6.5時間以上（基礎編・実務編）で行われ、講習テーマは主として次のような事項です。

基礎編	障害者雇用の現状と課題、就労支援機関の役割と活用 など
実務編	採用と配置、障害者職業生活相談員の活動の実際、障害別にみた雇用の実際 など

お問い合わせ先

「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」の受講、または講習の内容について

特定非営利活動法人
東松山障害者就労支援センター 認定講習事務局
TEL：080-4356-8370
FAX：048-762-6926
E-mail：jcc-urawa@zac.or.jp

障害者職業生活相談員のしくみや選任届等について

管轄の労働局
全国の労働局はこちら

